別表六(二十六)付表二の表中

当期の終了の日における雇用者の数 （別表六(二十三)「33」）	当期の終了の日における雇用者の数 （別表六(二十一)「31」）
調整地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十三)「３」）	調整地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十一)「５」）
特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「５」）	特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「７」）
特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「10」）	特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「12」）

を

移転型地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十三)「11」）	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 （別表六(二十一)「36の当期分」＋「39の当期分」）
移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「７」）	移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「９」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「15」）	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「17」）

に、を

に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12の５第１項から第３項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同法」を「租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和６年旧措置法」に改め、同第11号中「第42条の12第２項」の次に「又は令和６年旧措置法第42条の12第２項」を加え、「「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十三)「７」）⑺」を「「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「９」）⑺」」に、「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十三)「15」）⑻」を「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「17」）⑻」」に、「同条第１項」を「租税特別措置法第42条の12第１項又は令和６年旧措置法第42条の12第１項」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　別表六(二十一)「36の当期分」の欄に数の記載がある場合の記載に当たつては、次によること。

⑴　別表六(二十一)「36の当期分」の欄に記載した数を「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数（別表六(二十一)「36の当期分」＋「39の当期分」）⑹」の欄の上段に内書として記載すること。

⑵　別表六(二十一)「９」及び「17」の数のうち令和６年４月１日前に令和６年旧措置法第42条の12第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る数を「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「９」）⑺」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「17」）⑻」の各欄の上段にそれぞれ内書として記載すること。

⑶　「控除対象調整数（マイナスの場合は０）⑹－⑺－⑻⑼」の欄の記載に当たつては、「⑹－⑺－⑻」とあるのは、「(((⑹－(６の内書))－(⑺－(７の内書))－(⑻－(８の内書)))と０のうち多い数)＋(((６の内書)－(７の内書)－(８の内書))と０のうち多い数)」として計算すること。

別表六(二十六)付表二を別表六(二十四)付表二とする。

別表六(二十七)の表中

調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「８の⑱」）

を

調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「８の⑲」）

に改め、同表の記載要領第二号⑴中「又は「14」」を「、「12」又は「16」」に改め、同号㈢を削り、同表を別表六(二十五)とし、同表の次に次の二表を加える。